

第4章 西東京市障害者基本計画



1 基本的な考え


西東京市障害者基本計画は、10年の計画期間の中で、本市が基本理念・基本方針に掲げる将来像を実現するために、市全体で実施する具体的な事業を取りまとめたものです。

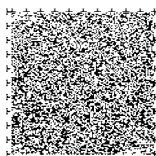
2 取り組む事業

基本方針1に関する事業

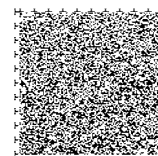
(1) 相談支援・ネットワーク

【事業名の記号】  : 拡充事業  : 重点事業

項番	事業名	内容	担当課
 1-(1)-1	相談機関相互の連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人それぞれに応じた切れ目のない支援を行うため、基幹相談支援センターを中心に地域活動支援センター、相談支援事業所及び関係機関との連携の強化を推進します。 ・子どもの就学にあたっては、それぞれに応じた切れ目のない支援を行うため、「就学支援シート」を活用することで就学前機関と小学校の連携を推進します。 ・「教育支援システム」を活用し、小学校と中学校の連携の強化を進めます。 ・小学生の放課後の居場所である学童クラブでは、関係機関及び部署と連携を図り、学童クラブ指導員・障害児担当補助員向けに研修を行うことで、連携の強化を進めます。 ・子どもの発達に応じた支援を行えるよう、児童発達支援センターひいらぎ及び関係機関同士の相互理解と連携の強化を進めます。 ・子ども相談室ほっとルームと、互いの相談事業について情報交換を行い連携の強化を図ります。 ・子ども家庭支援センターでは、要保護児童対策地域協議会の枠組みを活用し、連絡会や研修等を通じて、関係機関相互の連携を進めます。 ・障害のある人が65歳を迎えるときは、混乱なく介護保険制度を利用できるように、今後も介護部門との連携に努めます。 ・避難ケースにおいても、速やかに必要な障害福祉サービスに繋いでいけるよう、基幹相談支援センターをはじめ関係機関との連携の強化を進めます。 	障害福祉課 健康課 子育て支援課 児童青少年課 子ども家庭支援センター 協働コミュニティ課 教育指導課 教育支援課



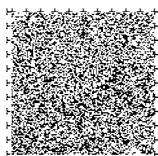
項番	事業名	内容	担当課
1-(1)-2	地域自立支援協議会等のネットワークを活用した支援機関相互の連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な障害者支援機関が、地域自立支援協議会等のネットワークを活用しながら、一人ひとりの各ライフステージにおける課題等を共有することにより、総合的な支援を進めます。 ・一人ひとりのライフステージにおける課題等を共有し総合的な支援を進めていくため、配偶者暴力被害者支援担当者連絡会議等を通じて、担当課との連携に努めます。 ・地域自立支援協議会等のネットワークを活用しながら、市立小・中学校現場でのニーズや課題を共有すること等により、障害のある子どもの教育にかかわる総合的な支援を多角的に検討し進めていきます。 	障害福祉課 子育て支援課 協働コミュニティ課 教育指導課
1-(1)-3	地域生活推進のための相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人のライフステージにおける切れ目のない支援を行うため、地域生活支援拠点の面的整備の充実を図ります。 ・地域における相談支援の中核を担う機関として、基幹相談支援センター、地域活動支援センターを中心に、計画相談支援事業所等の連携体制の強化を図ります。 ・地域生活支援拠点にはコーディネーターを配置し、障害者（児）の重度化、障害のある人の高齢化や、8050問題、親亡き後等の問題を関係機関と連携しながら支援していきます。 ・ケースワーカー制を活用し、相談者にとってさらに身近な相談窓口になるよう努めます。 	障害福祉課
1-(1)-4	緊急時における対応	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時の相談と対応が円滑にできるよう、地域活動支援センターにおける相談支援体制の充実を図ります。 	障害福祉課
1-(1)-5	当事者等による身近な相談活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・当事者支援の体制を厚くするため、地域活動支援センター、児童発達支援センターひいらぎ、民間事業者・関係団体等と情報の共有を進めます。 	障害福祉課



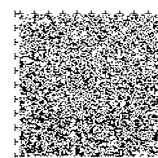
項 番	事 業 名	内 容	担 当 課
1-(1)-6	民生委員・児童委員の相談活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員・児童委員活動の質の向上を図るため、新任民生委員委嘱の都度、新任研修等を実施するとともに、東京都民生児童委員連合会・東京都が主催する研修会に現任民生委員を適宜派遣します。 ・民生委員児童委員協議会の地区定例会等を通じて、関係機関からの情報提供を行い、民生委員・児童委員の活動に対する支援を実施します。 	地 域 共 生 課
1-(1)-7	地域の課題を解決する仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の力で地域の課題を解決する仕組みづくりのため、地域福祉コーディネーターを調整役として、重層的支援体制整備事業との業務のすみわけをしながら、「ほっとするまちネットワークシステム（ほっとネット）」を推進します。 	地 域 共 生 課

(2) 生活支援

項 番	事 業 名	内 容	担 当 課
1-(2)-1	民間事業所のサービス提供体制の向上に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> ・民間事業所のサービスの質の向上のため、事業所に対し第三者評価制度の受審や運営アドバイス機能の活用を促進します。 ・事業所間で情報を共有し、より質の高いサービスを提供するための研修の場となるよう、事業所連絡会の開催等の支援に努めるとともに、東京都による施設監査等と連携しながら、適正なサービス提供を図ります。 	障 害 福 祉 課 健 康 課
1-(2)-2	障害福祉サービスの提供量の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人それぞれに応じたサービスを提供するため、関係機関と連携しながら、障害福祉サービスの提供量確保に努めます。 ・障害のある人の地域生活支援の社会資源の確保のため、情報提供等の支援に努めます。 ・医療的ケアや重度障害者の支援を実施する事業者へ、引き続き障害者日中活動系サービス事業者推進事業により支援するとともに、情報提供を積極的に行うなど、誘致に努めます。 	障 害 福 祉 課



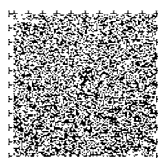
項 番	事 業 名	内 容	担 当 課
1-(2)-3	より高度な専門的知識が必要な障害への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・対応が困難な事例にスムーズに対応するため、相談支援部会において、事例検討を行う等、相談支援専門員の対応力の向上に向けた取組を実施します。 ・「北多摩北部地域高次脳機能障害者支援ネットワーク協議会」の活動への参加・協力を通して、広域での支援体制整備について検討を進めるとともに、研修等の開催により対応力の向上に努めます。 ・高次脳機能障害発生の予防のため、関係各課と周知方法の工夫について検討を進めます。 ・強度行動障害に対するニーズ把握や、研修等の開催を通じて対応力の向上を図ります。 	障 害 福 祉 課
1-(2)-4	障害者虐待防止センター機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者虐待防止センターの窓口や地域生活支援拠点等を活用しながら、虐待の通報・届出に対する迅速・適切な対応に努めます。 ・虐待の未然の防止のため、虐待防止に関する普及・啓発に努めます。 	障 害 福 祉 課
1-(2)-5	精神保健・医療の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・メンタルケアの必要な方が、受診行動を起こせない場合に対し、医療や支援を受けられるよう、関係機関と連携を図り、支援体制の整備を進めていきます。 	障 害 福 祉 課 健 康 課
1-(2)-6	障害のある人が必要な医療を受けるための支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人や子どもに対する医療費の助成を実施するとともに、分かりやすい説明に努めます。 	障 害 福 祉 課 保 険 年 金 課 健 康 課 子 育 て 支 援 課
1-(2)-7	障害のある人の高齢化による身体機能の低下への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人の高齢化、高齢者の障害化も踏まえ、将来的なサービスの利用見込み量を推計し、ハード面・ソフト面のサービス提供体制の確保に努めます。 ・障害のある人が65歳を迎えるときは、介護保険に移行することが原則となっていますが、これまでと同様に一人ひとりの実情に合わせ、ご相談に応じ、介護保険では不足する支援やサービスを適切に提供し、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、引き続き障害福祉サービス・介護保険制度の連携・調整を図ります。 	障 害 福 祉 課 高 齢 者 支 援 課



項番	事業名	内容	担当課
1-(2)-8	地元の大学等、教育機関と連携した福祉人材の育成・確保	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉人材の育成・確保のため、庁内で社会福祉実習の受け入れを実施します。 ・東京都等が実施している各種福祉人材確保策の周知に努める等、事業者の福祉人材確保を支援します。 	障害福祉課 地域共生課
1-(2)-9	専門的人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービスを支える優秀な人材を育成するため、東京都の研修をはじめ様々な養成の機会を活用し、情報提供に努めます。 ・移動支援従業者養成研修、及び同行援護従業者養成研修を実施し、移動に困難を抱える人を支える人材育成・確保に努めます。 ・サポーター養成講座や出前講座等を通じて、障害者福祉に必要な人材の育成・発掘に努めます。 	障害福祉課
1-(2)-10	地域資源の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人の地域生活における課題の把握に努め、障害者福祉施設だけでなく、幅広い施設等の活用を視野に入れ、関係機関との連携・調整を図りながら、地域資源活用の拡大を図ります。 	障害福祉課

(3) 居住支援

項番	事業名	内容	担当課
1-(3)-1	グループホームの質の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人の地域生活支援の社会資源として重要であるグループホームの質を確保するため、第三者評価を受審し、障害理解に関する外部研修等の受講を受けてサービスの質を確保した事業者の支援に努めます。 	障害福祉課
1-(3)-2	グループホームの防災対策	<ul style="list-style-type: none"> ・防災訓練の開催、又は防災に関する講習会等への参加に要する経費を補助することで、グループホームの安全性の向上を図ります。 	障害福祉課
1-(3)-3	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	<ul style="list-style-type: none"> ・地域生活支援拠点の充実に努め、保健、福祉、医療、介護などの関係機関が連携し、精神障害のある人一人ひとりの困り事に寄り添い、本人の意思が尊重されるような支援体制の仕組みづくりを進めます。 	障害福祉課



(4) 情報・コミュニケーション

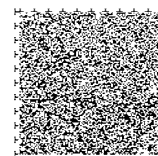


項番	事業名	内容	担当課
1-(4)-1	聴覚に障害のある人に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ・意思の疎通の円滑化を図るため、手話通訳者又は要約筆記者の派遣を実施します。 ・情報・意思疎通支援用具の購入を支援するとともに、情報取得が円滑に出来るよう、ICTを活用した機器等の対象拡大を検討します。 ・資料のリクエストや調べものについて、図書館のホームページで対応するとともに、ファクス等での対応も実施します。 	障害福祉課 図書館
1-(4)-2	視覚に障害のある人に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者補助犬法に基づき、公共施設や公共交通機関、不特定多数が利用する民間施設において、補助犬を同伴しての利用が円滑に進むよう、法律の周知等に努めます。 ・情報・意思疎通支援用具の購入を支援するとともに、情報取得が円滑に出来るよう、ICTを活用した機器等の対象拡大を検討します。 ・市報等の「声の広報」の提供、音訳・点訳資料の作成・貸出とそれに伴う機器の貸出、大活字本やLLブックの貸出、対面朗読を実施するとともに、宅配サービスの拡充と、マルチメディアデジターの提供を実施します。 	障害福祉課 図書館

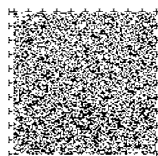


(5) 子どもへの療育支援

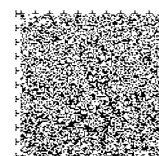
項番	事業名	内容	担当課
1-(5)-1	療育・教育相談事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援センターひいらぎでは、成長や発達に心配のある子どもについて、通所や外来による療育のほか、電話・来所・巡回等、多様な形態での相談を実施します。 ・教育相談センターでは、幼児から高校生年齢までの子どもについての相談を受け、子どもの状態や状況を把握した上で、心理教育的ガイダンスや必要に応じて専門的なカウンセリングなどを実施します。 	健康課 教育支援課



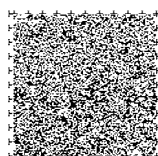
項 番	事 業 名	内 容	担 当 課
1-(5)-2	子どもや保護者にとって、身近で安心できる相談体制	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの課題の背景や保護者の気持ちを的確に把握しながら、専門的な知識を有する相談員等による丁寧な就学相談を実施します。 ・児童・生徒への発達に関する気づきや支援のあり方について、保護者が、学級担任だけでなく教育支援コーディネーター含め学校側と相談しやすい体制となるよう取り組んでいきます。 ・幼児から高校生年齢までの子どもの心身の発達への心配や、幼稚園・保育園、学校での生活や学習、親子関係や子育てなどさまざまな相談対応を実施します。 ・児童・生徒が抱える学校では解決しにくい問題に対して、スクールソーシャルワーカーを学校に派遣し、児童・生徒への働きかけ、保護者等に対する支援、学校内における校内体制の支援、関係機関との連携・調整などを行います。 	学 務 課 教 育 指 導 課 教 育 支 援 課
1-(5)-3	早期発見・早期療育体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・発達に応じた切れ目ない支援を行えるよう、児童発達支援センターひいらぎ及び児童発達支援事業所では、障害福祉サービスにつなげます。あわせて、関係機関が連携する仕組みの充実を進めます。 ・早期発見・早期療育のため、関係機関向けの公開講座実施に加え、アウトリーチでの支援を実施し、幼稚園・保育園での対応を促すための支援を実施します。また、療育病院の心理士による障害者巡回相談を実施し、支援を行うとともに関係機関と連携を図ります。あわせて、積極的な情報提供を行い、関係機関へ速やかにつながるよう分かりやすい説明に努めます。 ・必要な心理的支援を早期に開始できるよう、幼児相談を実施します。 	障 害 福 祉 課 健 康 課 幼 児 教 育 ・ 保 育 課 教 育 支 援 課
1-(5)-4	児童発達支援センターひいらぎ事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援センターひいらぎでは、児童福祉法に基づく児童発達支援事業等、療育事業や外来療育、地域支援事業等を実施します。また、医療的なケアが必要な児童を関係機関と連携して支援します。 	健 康 課



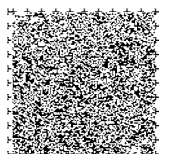
項 番	事 業 名	内 容	担 当 課
1-(5)-5	幼稚園・保育園の利用に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の保護者に対し、児童発達支援センターひいらぎ及び児童発達支援事業所では、保育サービス利用に関する相談等を実施します。 ・療育と医療的ケアの必要な児童の就園、就学について、関係機関と情報共有する場を検討します。 	障害福祉課 健康課 幼児教育・保育課
1-(5)-6	特別支援教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・個に応じた教育を実現するため、関係各課と連携し、子どもの人数や実態に応じた教育内容を支える施設・設備の整備に努めます。 ・移動などの際の安全を確保し、安定的な学級運営や教育活動の充実を図るため、合理的配慮の考え方にに基づき、児童・生徒の状況を確認しつつ保護者と共通理解の下、介助員による支援を実施します。 ・特別支援学級、特別支援教室及び通級指導学級における指導内容の充実に向け、指導・助言及び教員研修を進めます。 	教育企画課 学務課 教育指導課
1-(5)-7	学校入学前後の支援の継続に関する取組の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・切れ目のない支援の提供のため、関係各課と連携し、保育要録の提供のほか、「就学支援シート」の周知と活用を積極的に進めます。 ・特別支援教室、通級指導学級（ことばの教室）、特別支援学級、特別支援学校のそれぞれの違いや入室・入級に関する申し込み方法等について、より分かりやすく伝えられるよう、児童発達支援センターひいらぎをはじめとする関係各課と連携し、周知を図ります。 ・発達に心配がある等により具体的な支援・配慮を望む保護者のニーズが、就学先小学校に明確に伝わるよう、保護者、就学前機関や就学先小学校に丁寧に案内をしていくことで「就学支援シート」の周知と活用を積極的に進めます。 ・保育園への臨床心理士などの派遣などを通して、保育園や幼稚園など就学前機関との連携により、早期対応や支援の継続を図ります。 	健康課 幼児教育・保育課 学務課 教育指導課 教育支援課



項 番	事 業 名	内 容	担 当 課
1-(5)-8	障害のある子ども放課後等の居場所の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある子どもの放課後の過ごし場所を確保するため、障害福祉サービス事業所のサービス水準の向上と地域環境の充実に努めます。 ・既存事業所のサービス水準の向上に向け、情報提供等の支援を実施します。 ・学童クラブでは、入会予定児童の通う保育所等を訪問し、児童の過ごし方等の状況を把握したうえで、障害児アドバイザーを活用することで、適切な支援を提供できるよう努めます。 	障 害 福 祉 課 児 童 青 少 年 課
1-(5)-9	ことばの発達・発音などに心配のある子どもの言語訓練・相談の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ことばの発達・発音などに心配がある子ども・保護者に対して、言語訓練・言語相談を実施します。 	健 康 課 教 育 支 援 課
1-(5)-10	発達障害者(児)に対する支援策の検討・実施	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹相談支援センターをはじめ、関係機関とも連携しながら支援を提供するとともに、ライフステージを通じて切れ目ない支援を提供できるよう、体制整備を進めます。 ・保育所等訪問支援事業所等関係機関と連携し、幼稚園・保育園に訪問するなど子どもの生活指導や課題学習、療育等を実施します。 ・支援を要する子どもに対する、保育士等の知識向上のため、児童発達支援センターひいらぎ及び児童発達支援事業所と連携し、相談業務や生活指導の支援を実施します。 	障 害 福 祉 課 健 康 課 幼 児 教 育 ・ 保 育 課
1-(5)-11	中等度難聴児発達支援事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳の交付対象とならない中等度難聴児に対して、補聴器の装用により言語の習得や生活能力、コミュニケーション能力等の向上を促進するため、中等度難聴児発達支援事業を引き続き実施します。 	障 害 福 祉 課



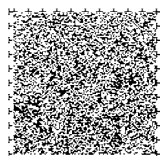
項 番	事 業 名	内 容	担 当 課
1-(5)-12	要支援児童等への連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害の有無に関わらず、早期の相談や適切なサービスにつなげられるよう、家庭及び児童に寄り添いながら、要保護児童対策地域協議会を活用し、関係機関と連携を進めます。 ・ 障害の有無に関わらず、早期の相談や適切なサービスにつなげられるよう、児童発達支援センターひいらぎを中心に、関係機関と連携した発達支援体制を推進します。 ・ 障害の有無に関わらず、支援を要する子どもに対し、関係機関と連携し、相談業務や生活指導の支援を行うとともに、保育従事者の理解向上にも努めます。 	健 康 課 幼児教育・保育課 子ども家庭支援センター



基本方針 2 に関する事業

(1) 雇用・就業支援

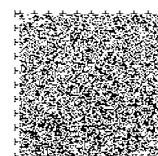
項番	事業名	内容	担当課
➡ 2-(1)-1	就労支援事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人の就労に資するよう、西東京市障害者就労支援センター一步にて、職業相談、職業準備支援、職場開拓、職場定着支援等とともに、日常生活及び社会生活上必要な生活支援を実施します。 ・関連する事業所等との連絡調整会議の開催等により、地域全体での支援体制や連携体制を進めます。 	障害福祉課
2-(1)-2	市内事業者への広報・啓発及び情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・地域や企業との包括連携協定に基づく取組内容を実施し、市内事業者への広報・啓発及び情報提供の充実に努めます。 ・障害者雇用にかかわる市内事業所に対して、トライアル雇用やジョブコーチ等を活用して支援を実施します。 ・職場開拓等により、障害の特性にあわせて生涯にわたって職業にチャレンジできる環境づくりを進めます。 	障害福祉課
➡ 2-(1)-3	日中活動系サービスの誘致	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所の新規参入、既存の事業所の状況把握を行うとともに、情報提供等の支援を積極的に行い民間法人の誘致を進めます。 	障害福祉課
2-(1)-4	就労機会の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人の就労機会の拡大のため、セミナーの開催や情報交換等を行うとともに、地域や企業との包括連携協定に基づく取組内容を実施します。 	障害福祉課
2-(1)-5	市内の就労系障害福祉サービス事業所での工賃水準の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・市内にある就労系障害福祉サービス事業所における工賃の向上を図るため、事業所の経営力強化に向けた支援や、共同受注化の推進に向けた支援を実施します。 	障害福祉課
2-(1)-6	自主製品の販路拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービス事業所等で製作された製品の展示・販売を促進するため、地域のイベントへの参画機会の拡大、充実に努めます。 ・販路拡大に有効な方策について、関係各所と情報交換、連携するなど検討を進めます。 ・地域や企業との包括連携協定に基づく取組内容を実施します。 	障害福祉課
2-(1)-7	障害者施設等への優先購入（調達）の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者優先調達推進法に基づき、障害福祉サービス事業所等の提供する物品・サービスの優先購入（調達）に努めます。 	障害福祉課 契約課



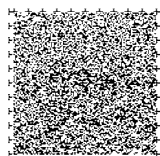
項番	事業名	内容	担当課
2-(1)-8	市における雇用拡大	・市は雇用者として、障害者雇用を進めるため、障害者雇用促進法に基づく障害者雇用率のさらなる向上に努めます。	職員課
2-(1)-9	市における就労訓練の実施	・市では、就労訓練の一環として市役所内を訓練や実習、インターンシップの場として提供しています。今後も引き続き受入部署、受入人数等の拡大に努めます。	障害福祉課

(2) 余暇活動・生涯学習

項番	事業名	内容	担当課
2-(2)-1	生涯学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・「生涯学習推進指針」に基づき、障害の有無に関わらずすべての市民が、生涯学習を通じて、自己実現を図ることができるよう、取り組みます。 ・高齢者の生きがいづくりに寄与するため、生きがい推進事業では、参加者のニーズを取り入れながら様々な講座を実施します。 ・幅広い市民へ学習できる機会の提供を継続するため、公民館や図書館では、年間を通じて、様々なテーマを扱った講座や講演会を実施します。 ・幅広い市民へ学習できる機会の提供を継続するため、関係部署や関係団体への聞き取りを行うとともに、相乗効果を高める実施方法等について検討します。 	障害福祉課 高齢者支援課 文化振興課 社会教育課 公民館 図書館
2-(2)-2	障害のある人のスポーツ機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・地域共生社会の実現に向け、年齢、障害の有無に関わらず、市民のスポーツ・運動、健康づくりのきっかけをお手伝いする「スポーツ相談窓口」の充実を図りつつ、スポーツ・運動施設、総合型地域スポーツクラブ及び体育協会と連携しながら、障害のある人が参加しやすい事業の実施を進めます。 	障害福祉課 スポーツ振興課
2-(2)-3	ハンディキャップサービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館では、市報等の「声の広報」の提供、音訳・点訳資料の作成・貸出、大活字本やLLブックの貸出、対面朗読を実施するとともに、宅配サービスの拡充と、マルチメディアデイスリーの提供に取り組んでいきます。 	図書館

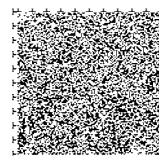


項 番	事 業 名	内 容	担 当 課
2-(2)-4	障害者学級の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての人が地域で学び合うことの大切さを実感し、より豊かな生活が送れるよう、障害者学級（くるみ学級、あめんぼ青年教室）を実施します。 ・障害のある人が地域社会を構成する一員としての自覚を培うことを目的とし、体験活動を実施します。 	公 民 館
2-(2)-5	障害のある人の活躍の機会の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア養成の各種研修や、学校における福祉教育などにおいて、障害のある人が講師となって体験談などを自ら語り、伝えていける機会の増加に努めます。 ・文化・スポーツ活動など、専門的な知識・技能を活かし、各種講座等で講師として活躍できるよう、情報提供等に努めます。 	障 害 福 祉 課 社 会 教 育 課
2-(2)-6	地域で活動している組織や団体への支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・協働のまちづくりをより一層推進するために、幅広い年齢層にNPO等市民活動団体の活動を知ってもらえるよう、様々な手法でPRを行います。 ・地域活動やまちづくりを担うNPO等市民活動団体などが自立した活動を行えるよう支援・育成に取り組みます。 	協働コミュニティ課



(3) 家族への支援

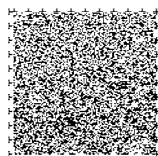
項番	事業名	内容	担当課
★ 2-(3)-1	障害のある子どもを持つ保護者への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある子どもを持つ保護者の理解を深めるため、ペアレントメンターやピアカウンセリングを実施します。 ・発達相談について心配な保護者等を対象に、発達理解に関する講座を実施します。 ・障害のある子どもを持つ保護者の相談に応じ、必要に応じて関係機関と連携し、保護者を支えるための相談支援を実施します。 	障害福祉課 健康課 子ども家庭支援センター
2-(3)-2	子どもや保護者にとって、身近で安心できる相談体制	1-(5)-2再掲	学務課 教育指導課 教育支援課
★ 2-(3)-3	家族等に対するレスパイト等支援策の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・レスパイトの計画的な利用や緊急ショートの迅速な対応のため、利用等に関する調整を図ります。 ・障害のある子どもを持つ保護者への支援体制の強化のため、重症心身障害児等在宅レスパイト事業を推進します。 	障害福祉課
★ 2-(3)-4	ヤングケアラーに対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある家族を日常的に介護等する子ども（ヤングケアラー）の早期発見に努め、子ども家庭支援センターを中心とした関係機関相互の連携により、子どもたちの学びや暮らしを支援します。 	障害福祉課 子ども家庭支援センター
★ 2-(3)-5	保護者をはじめとする支援者の高齢化に対する対策	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある子ども・障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、地域生活支援拠点等事業の緊急保護事業と自立生活体験事業の周知と理解促進の取組を実施します。 	障害福祉課
★ 2-(3)-6	高校等卒業後の夕方方の居場所の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後等デイサービスからの日中活動系サービスの移行にあたっては、サービス提供時間の違いにより、家族の就労等に影響がでないよう、夕方時間帯の障害のある人の居場所の確保に向けた取組を進めます。 	障害福祉課



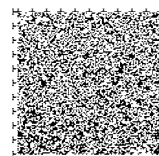
基本方針3に関する事業

(1) 啓発

項番	事業名	内容	担当課
3-(1)-1	市報や各種イベントを通じた広報・啓発活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> 理解の促進のため、市報や市ホームページ等を活用した継続的な広報・啓発活動を進めるとともに、ICT等の活用により障害のある人に直接情報を届ける手段について調査・研究を進めます。 障害者週間やイベントの機会等を活用し、障害のある人や障害のある人を支援する人の講話、障害の疑似体験等を通じ、市民の障害への共感的理解の促進を図ります。 	障害福祉課
3-(1)-2	当事者団体等の交流の促進	<ul style="list-style-type: none"> 障害者団体が相互に交流する機会の充実を図るなど、当事者同士がそれぞれの障害について理解を深めるとともに、様々な障害を越えた相互のつながりの強化に努め、地域共生社会に向けた取組みを進めます。 	障害福祉課
3-(1)-3	障害についての理解を図る教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> 市立学校において、「総合的な学習の時間」等を活用することにより、福祉に関する課題を設定し、障害についての理解促進を図ります。その際、市内の関係機関等と連携し、指導内容の充実を図っていきます。 	教育指導課
3-(1)-4	障害のある人への理解促進	<ul style="list-style-type: none"> 「ちょっと手助けしたい人」が障害のある人をサポートするための「サポーター養成講座」を引き続き実施します。 障害のある人等の「ちょっとした手助けが必要な人」が周囲に支援を求めるための手段である、「ヘルプカード」等の配布と周知を推進します。 	障害福祉課
3-(1)-5	地域交流の促進	<ul style="list-style-type: none"> 地域共生社会の実現に向け、利用者と地域住民の交流が活発になり、地域における日常的なかかわりあいの中で暮らしていくことができるよう、地域との交流を推進します。 インクルーシブな地域共生社会を実現できるよう、共に学ぶ事業を開催し、障害や障害のある人に対する市民の理解を深める事業を開催します。 	障害福祉課 公民館
3-(1)-6	権利擁護に関する支援	<ul style="list-style-type: none"> 権利擁護に関する支援が必要な事例について、「西東京市権利擁護センター・あんしん西東京」と連携し、相談にあたります。 総合的な権利擁護支援策の充実を目的に、中核機関設置に向けて、必要な機能の整備を進めます。 	障害福祉課 地域共生課

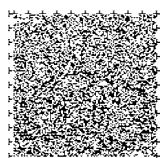


項 番	事 業 名	内 容	担 当 課
3-(1)-7	成年後見制度の適正な利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度の適正な利用を促進するため、必要な経費について助成を行うとともに、「西東京市権利擁護センター・あんしん西東京」と連携しながら、後見人の育成及び活用を図るための研修を実施します。 ・総合的な権利擁護支援策の充実を目的に、中核機関設置に向けて、必要な機能の整備を行います。 ・関係各課との定期的な打ち合わせを通じて、成年後見制度の利用に必要な情報共有を図ります。 ・成年後見制度の利用開始を円滑に行うため、ケースの初期段階から「西東京市権利擁護センター・あんしん西東京」や担当課等と連携を図ります。 	障 害 福 祉 課 地 域 共 生 課
3-(1)-8	地域福祉権利擁護事業の普及と活用	<ul style="list-style-type: none"> ・西東京市社会福祉協議会では、在宅生活をされている認知症の高齢者や知的障害・精神障害のある人などが適正なサービスを利用できるよう、各種サービスを利用する際の相談、助言、利用手続、金銭管理等の支援を実施します。 	地 域 共 生 課
3-(1)-9	障害のある人を助けたい気持ちがある人への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・「ちょっと手助けしたい人」が障害のある人をサポートするための「障害者サポーター養成講座」を受講した人がいるお店に、サポートステッカーを配布します。 ・コミュニケーションボードの配布など、障害のある人を助けたい気持ちがある人への支援を引き続き進めます。 	障 害 福 祉 課
3-(1)-10	悪質商法などの被害の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や障害のある人をはじめ、市民が悪質な事業者の勧誘などによる消費者被害にあわないよう、注意喚起・啓発に努めるとともに、適切な相談体制の確保に努めます。 	協働コミュニティ課
3-(1)-11	障害のある人を支援する設備について、市民への正しい情報提供、意識啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・市内各5駅周辺に放置自転車整理指導員を配置し、違法駐車を含め点字ブロックの上に置いた自転車利用者に対して注意を促します。 ・市営駐車場において、誘導員を配置し、障害のある人が障害者用駐車スペースに駐車できるよう誘導します。 	総 務 課 交 通 課



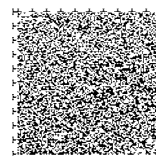
(2) 疾病の予防・早期発見

項番	事業名	内容	担当課
3-(2)-1	健診等の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・誰もが適切な治療が受けられるよう、日ごろから安心して相談できる、かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬局の普及を図ります。 ・西東京市歯科医師会と連携し、通院が困難な人への在宅歯科診療に努めます。 ・健康診査の受診方法などの分かりやすい情報提供に努めます。 	健康課
3-(2)-2	健康寿命の延伸への取組	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人のスポーツ機会の充実や社会との接点の拡大及び健康増進や余暇活動における生活の質の向上のため、障害者スポーツ支援事業の内容の充実を図ります。 ・加齢による身体機能低下を緩やかにするため、フレイル予防やスポーツ機会の充実を図ります。 ・自覚症状がない生活習慣病などの早期発見・早期治療を行うため、健診受診率の向上や運動習慣の定着を進めます。 	障害福祉課 高齢者支援課 健康課 スポーツ振興課
3-(2)-3	リハビリテーション等の展開	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人も安全に暮らせるよう、地域社会の資源を活用し、地域での健康づくり、リハビリテーション等に取り組めるよう、支援体制の充実を図ります。 	障害福祉課 高齢者支援課 健康課
3-(2)-4	早期発見・早期療育体制の充実	1-(5)-3 再掲	障害福祉課 健康課 幼児教育・保育課 教育支援課



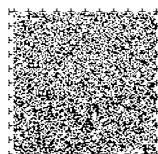
(3) 情報発信・アクセシビリティの確保

項番	事業名	内容	担当課
★ 3-(3)-1	市役所における窓口対応方法の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・ICTを積極的に活用し、障害特性に配慮した利用しやすい対応と、手続きの負担軽減のため環境の整備に努めます。 ・市職員に対して、障害や障害のある人に対する理解の促進に努めます。 ・市役所において、行政手続きや各種相談についての通訳ができるよう、引き続き、手話通訳者を配置します。 	障害福祉課 市民課
★ 3-(3)-2	障害特性に配慮した情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・手話や筆談・コミュニケーションボードの配備、機器による対応等、障害特性に配慮したより利用しやすい対応に努めます。 ・個人宛の配付物等について、ICT等を活用し、（音訳サービス、点字や音声読み上げコードの活用など）障害特性に合わせた配慮を進めます。 ・市が提供する各種情報について、音訳サービス、点字や音声読み上げコードの活用、わかりやすい言葉づかいや図・絵等の活用など、障害特性に合わせた配慮を進めます。 	障害福祉課 図書館
★ 3-(3)-3	アクセシビリティの確保・維持・向上	<ul style="list-style-type: none"> ・ICTを積極的に活用し、障害に応じた情報取得が円滑に出来るよう、情報補償の制度の充実を進めます。 ・誰もがより快適にホームページの閲覧を行えるよう、総務省が作成した「みんなの公共サイト運用ガイドライン」に基づき、ユーザビリティやアクセシビリティに配慮したホームページの運営に努めます。 	障害福祉課 秘書広報課
★ 3-(3)-4	投票しやすい環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、郵便による不在者投票制度、代理投票制度、点字投票制度（投票における配慮）を実施するとともに、障害の有無に関わらず投票しやすい環境に向けた整備を検討します。 	選挙管理委員会事務局



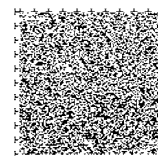
(4) 生活環境・災害対策

項 番	事 業 名	内 容	担 当 課
3-(4)-1	公共施設のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設等の整備にあたっては、「東京都福祉のまちづくり条例」等に基づいてバリアフリー化を進めるとともに、計画の段階からユニバーサルデザイン化を検討し、当事者及び関係者と事前協議・意見調整を十分に行うことによって、実際に利用者が利用しやすい施設となるよう整備を進めます。 ・公共施設等の駐車場においては、できる限り玄関付近に障害者専用あるいは優先で使用できる駐車スペースを確保するように努めます。 ・多くの市民が利用する公共的建築物についても、障害者専用駐車スペースを確保するよう助言等を行います。 ・各学校の実情に配慮しながら、段差解消に努めるとともに、手すり、バリアフリートイレなどの整備の拡充を図ります。 	公共施設マネジメント課 総務課 教育企画課
3-(4)-2	助成制度の活用によるバリアフリー化	<ul style="list-style-type: none"> ・一定の要件を満たす小規模な店舗等におけるバリアフリー改修工事等について、その費用の一部を助成することにより、バリアフリー化に努めます。 	都市計画課
★ 3-(4)-3	歩行環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・道路の新設・改良工事を実施する際は、障害のある人や高齢者、妊産婦など、すべての市民が安全に通行できるよう、歩道の段差解消や歩車道の分離を計画し、歩行者環境の整備を進めます。 ・視覚障害者誘導用の点字ブロック等の視覚障害者の安全性及び利便性を向上させる設備について、利用状況等を把握しながら、計画的な整備に努めます。 	道路課

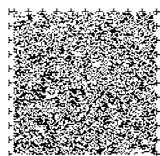




項番	事業名	内容	担当課
3-(4)-4	障害のある人の移動しやすい環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人の社会参加と社会活動圏の拡大を図るため、サービスの利用実績を把握しながら、NPO法人等、民間移送業者による移送サービスについて、安全の確保及び乗客の利便性の確保を進めます。 ・障害のある人の移動について、生活等に応じてサービスを選択できるよう、サービス提供体制の検討を進めます。 ・一般の交通機関の利用が困難な身体障害者に対して、運転免許を取得するための費用の一部助成を引き続き実施します。 ・身体に障害がある人が、就労等に伴い、自らが所有し、運転する自動車の一部を改造する必要がある場合にその費用の一部補助を実施します。 ・引き続き、在宅心身障害者の移動に関する経済的な負担軽減を実施します。 	障害福祉課
3-(4)-5	誰もが利用しやすい交通体系の整備・充実に向けた整備	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関、民間タクシー、福祉有償運送を含め、障害のある人や高齢者など、誰もが便利に移動でき、安全・安心して利用できる交通体系の整備・充実を総合的に検討します。 	障害福祉課 交通課
3-(4)-6	ボランティアの育成と活動の機会の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・十分な知識を備えたボランティアの育成のため（＝活動者の育成及び地域で支える福祉の基盤整備づくり）、社会福祉協議会と連携しながら、活動内容についての研修会や体験講習会を実施します。 ・ボランティア活動を支援する体制をつくるため、社会福祉協議会との連携を強化し、活動者の育成及び地域で支える福祉の基盤整備づくりを継続して実施します。 	地域共生課
3-(4)-7	障害のある人をサポートする仕組みの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人等の「ちょっとした手助けが必要な人」が周囲に支援を求めるための手段である、「ヘルプカード」の配布を継続的に実施します。 ・「ちょっと手助けしたい人」が障害のある人をサポートするための「サポーター養成講座」について、内容や実施方法についてより効果が得られるよう検討を進めます。 	障害福祉課



項 番	事 業 名	内 容	担 当 課
3-(4)-8	健診の充実	3-(2)-1再掲	健 康 課
3-(4)-9	リハビリテーション等の展開	3-(2)-3再掲	障 害 福 祉 課 高 齢 者 支 援 課 健 康 課
★ 3-(4)-10	避難行動要支援者個別避難計画の作成・災害時要援護者登録制度の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者を対象とした避難行動要支援者個別避難計画や、災害時要援護者登録制度を推進します。 ・地域の実情を勘案しつつ、災害時における安全対策やその心身の状況に応じた適切な対策の検討を行います。 ・より具体的な個別避難計画を作成するため、居宅介護支援事業所等福祉事業所へ作成委託を行います。 ・保健所や相談支援事業所等と協力し、災害時個別支援計画等の策定を進めます。 ・避難支援等関係者と連携し、災害時における安全対策やその心身の状況に応じた適切な対策を検討します。 	障 害 福 祉 課 危 機 管 理 課 高 齢 者 支 援 課
★ 3-(4)-11	防災訓練の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・総合防災訓練等の実施にあたっては、訓練項目の中に要配慮者に対する震災対策訓練を取り入れるなど、防災行動力の向上に努めます。 ・総合防災訓練等の実施にあたっては、市内事業所等を通じて参加を広く呼びかけます。 	障 害 福 祉 課 危 機 管 理 課
★ 3-(4)-12	社会福祉施設等と地域の連携	<ul style="list-style-type: none"> ・施設入所者等の迅速な避難のため、ハザードマップを活用した、避難確保計画の作成と更新を進めます。 ・地域の防災市民組織を相互協力の対象とするだけでなく、近隣住民の理解を得るよう努めます。 ・福祉事業所と要配慮者を対象とした施設利用に関する協定の締結に向けて、担当課と連携し調整を進めます。 	障 害 福 祉 課 危 機 管 理 課



項番	事業名	内容	担当課
★ 3-(4)-13	緊急時の医療等の体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時の透析患者・在宅難病者等専門医療を必要とする患者への対応として、東京都や多摩小平保健所等の関係機関及び近隣県との連携により、医療体制の整備等を多角的に研究・検討します。 ・災害時個別支援計画の作成を通じて、緊急時の医療体制について多摩小平保健所と話し合いを実施します。 	障害福祉課 危機管理課 健康課
★ 3-(4)-14	災害発生時の避難経路や避難先での安全・安心の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時の避難経路の安全性を確保するとともに、移動困難者の移動手段の確保に努めます。 ・避難先でのバリアフリー化の確認・整備を行うとともに、障害特性等に配慮し、障害のある人等が安心して避難生活を送ることができる福祉避難所の充実を検討します。 ・歩行者空間のバリアフリー化を促進することで、避難経路の安全性の確保に努めます。 ・医療的ケアを必要とするケースについて、関係機関と連携するとともに、当事者や保護者へ正確な情報提供の仕組みの検討に努めます。 ・関係課が連携し、障害のある人等が安心して避難生活を送ることができる福祉避難施設の充実を検討します。 ・利用登録をした人に、市内の防災・防犯に関する情報を携帯電話やパソコンにメールで配信する、「安全・安心いーなメール」配信サービスを実施します。 	障害福祉課 危機管理課 健康課 道路課

